第三条　認定事業者

各締約国政府は、関税協力理事会によって採択された国際的な貿易の安全確保及び円滑化のための基準の枠組みに従った認定事業者制度を実施するための適切な措置をとるよう努める。

第四条　不正取引の取締り

1　両締約国政府の税関当局は、それぞれの権限の範囲内で、税関官署での通関における不正な薬物その他の禁制品の取引の取締りに関して、協力し、及び情報を交換する。

2　両締約国政府は、税関官署での通関における不正な薬物その他の禁制品の取引の防止のため、関税協力理事会の下での協力を促進するよう努める。

第五条　知的財産権

両締約国政府の税関当局は、それぞれの権限の範囲内で、基本協定第百八十二条の規定に基づく国境措置の適用に当たり、協力し、及び情報を交換する。

第六条　情報の交換

1　一方の締約国政府は、他方の締約国政府がこの章の規定に従い秘密のものとして提供するあらゆる情報の秘密性を保持する。ただし、他方の締約国政府が当該情報の開示に同意する場合は、この限りでない。

2　この章の規定に従って一方の締約国政府の税関当局から他方の締約国政府の税関当局に提供される情報については、他方の締約国の関税法令に基づく他方の締約国政府の税関当局による職務の遂行のためにのみ使用する。

3　一方の締約国政府は、秘密性の保持又は情報の使用目的の制限に関し、自己が要請する保証を他方の締約国政府から得ることができない場合には、他方の締約国政府に提供する情報を限定することができる。

4　情報を要請する一方の締約国政府は、同様の要請が他方の締約国政府により行われたならば応ずることができない場合には、自己の要請においてその事実について注意を喚起する。当該要請に応ずるか否かについては、他方の締約国政府の裁量に委ねられる。

5　この章の規定に従って提供される情報については、提供を受ける締約国政府は、裁判所又は裁判官が行う刑事手続において使用してはならない。

6　この章の規定に従って一方の締約国政府から他方の締約国政府に提供される情報を刑事手続において裁判所又は裁判官に提示することが必要とされる場合には、他方の締約国政府は、当該情報に対する要請を外交上の経路又は一方の締約国の法律に従って設けられたその他の経路を通じて一方の締約国政府に提出する。一方の締約国政府は、他方の締約国政府が示す合理的な期限内に迅速かつ好意的に回答を行うよう最善の努力を払う。

7　いずれの一方の締約国政府も、情報が他方の締約国の経済、公衆衛生、公共の安全その他の重要な利益に実質的な損害を与える可能性がある深刻な関税法令違反に関連すると考える場合には、自己の発意により、他方の締約国政府に当該情報を提供する。

注釈　この7の規定の適用上、「関税法令違反」とは、関税法令の違反及びその未遂をいう。

第七条　例外

1　両締約国政府は、次の場合には、この章の規定に従って情報を提供することを拒否することができる。

(a)　自国の主権、公共政策、安全その他の重大な利益を害するおそれがある場合

(b)　産業上、商業上又は職業上の秘密を侵害する場合

(c)　被要請締約国政府が属する国の法令により禁止されている場合

2　一方の締約国政府が他方の締約国政府により行われた情報の要請に応ずることができない場合には、一方の締約国政府は、その事実及び理由についてできる限り速やかに他方の締約国政府に通報する。

第二章　競争

第八条　目的

この章は、基本協定第百九十条に規定する協力の実施に関する詳細及び手続を定めることを目的とする。

第九条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「競争当局」とは、

(i)　日本国については、公正取引委員会又はその後継機関をいう。

(ii)　ペルー共和国（以下「ペルー」という。）については、国家競争・知的財産保護庁及び電気通信民間投資監督組織又はそれらの後継機関をいう。

(b)　「競争法」とは、

(i)　日本国については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（以下この章において「独占禁止法」という。）並びにその実施について定める命令及び規則並びにそれらの改正をいう。

(ii)　ペルーについては、反競争的行為防止法（二千八年六月二十五日の政令第一〇三四号）及び電気分野における独占禁止及び寡占禁止法（千九百九十七年十一月十九日の法律第二六八七六号）並びにそれらの実施について定める規則並びにそれらの改正をいう。

(c)　「執行活動」とは、締約国政府が自国の競争法の適用に関連して行う審査若しくは捜査又は手続をいい、次のものを含まない。

(i)　事業活動の監視又は通常の届出、報告若しくは申請の審査

(ii)　経済概況又は特定の産業分野における概況の調査を目的とする調査研究活動

第十条　通報

1　一方の締約国政府の競争当局は、他方の締約国政府の競争当局に対し、他方の締約国政府の重要な利益に影響を及ぼす可能性があると認める自己の政府の執行活動について通報する。

2　一方の締約国政府の執行活動であって、他方の締約国政府の重要な利益に影響を及ぼす可能性があるものには、次の執行活動を含む。

(a)　他方の締約国政府の執行活動に関連する執行活動

(b)　他方の締約国の国民又は他方の締約国の関係法令に基づいて設立され、若しくは組織された会社に対して行う執行活動

(c)　企業結合（次の(i)又は(ii)に規定するものが、他方の締約国の関係法令に基づいて設立され、又は組織された会社である場合に限る。）に関する執行活動

(i)　当事者の一又は二以上

(ii)　当事者の一又は二以上を支配する会社

(d)　企業結合以外の反競争的行為であって、実質的に他方の締約国において行われるものに関する執行活動

(e)　一方の締約国政府の競争当局により、他方の締約国政府が要求し、奨励し、又は承認したと認められる行為に関係する執行活動

(f)　排除に係る措置であって、他方の締約国における行為を要求し、又は禁止するものを含む執行活動

3　1の規定に基づく通報は、一方の締約国政府の執行活動が他方の締約国政府の重要な利益に影響を及ぼす可能性があることを一方の締約国政府の競争当局が了知した場合には、一方の締約国の法令に反しないこと及び一方の締約国政府が実施している審査若しくは捜査又は手続に影響を及ぼさないことを条件として、できる限り速やかに行う。

4　この条の規定に基づく通報は、通報を受けた競争当局が自己の政府の重要な利益への影響について当初の評価を行うことができるよう、十分詳細な内容を伴うものでなければならない。